

[事案 2020-165] 契約解除無効請求

・令和3年7月29日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、契約解除の無効と給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年1月に加齢性白内障のため多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術を受けたことから、令和元年9月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、本契約加入前に、加齢性白内障および黄斑変性との診断を受けた覚えはなく、治療のための投薬、通院の指示も受けていないことから、契約解除を無効として、給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人には告知義務違反が認められることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知義務違反は明らかであり、契約解除の無効および給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。